壬生町政だより

41年 2 月号

No. 86

毎日1回発行

発行所　栃木県壬生町役場

諸統計より

住民登録人口

昭和41年2月1日現在		対前月比
総人口	24,037人	0人
男	11,797人	9人増
女	12,240人	9人減
世帯数	4,881世帯	5世帯増

ブレーキは早目にスピードは控え目に

歳入歳出決算の認定

昭和三十九年度壬生町一般・特別会計

2月の臨時町議会

二月における壬生町議会臨時会は、二月十二日壬生町役場議場に招集になり、議案十件、請願一件が上程されました。

決議されたもののうち主なるものは次のとおりです。

昭和三十九年度一般会計の当初予算は、歳入、歳出とも総額で一億六千八百七十八万一千円で始まり、その後、国の補助金や、起債などの額が判明したなどの理由で、補正予算の増加分一千四百四十一万八千円を加え、予算現額は、一億八千三百十九万九千円となりました。

支出済額では、一億七千七百二十三万一千円、差引き五百九十六万七千円を翌年度に繰越しました。

これを前年度に比較してみると最終予算現額で二百四十一万円余り規模が下廻わり、支出済額でも六百十二万円の減となりました。

前年度より歳入、歳出予算規模が下廻った理由としては、

歳入面で町民税の大巾な減税があったことなどが大きな理由です。

▽昭和三十九年度壬生町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

国民健康保険の当初予算額は四千三百五十四万円、補正追加分千三百七万三千円を足して、予算現額で五千六百六十一万三千円りなりました。

また歳入の収入済額は五千三百二十九万八千円、歳出の支出済額五千四百六十八万九千円で、予算上では、百三十九万一千円の赤字となりました。

この理由として

①全被保険者七割給付分が三カ月分加わったこと

②インフルエンザの異状な流行によって給付費がかさんだこと

しかしその後、百七十万九千円の国庫支出金があって、実質では、黒字で推移しました。

昭和三十九年度の決算を前年度と比べると、予算現額で一千百二十七万二千円の増、歳入済額で六百十五万九千円の増、歳出の支出済額で一千百九十七万六千円のいずれも増となっております。

昭和39年度一般会計歳入歳出決算表

歳入

	予算現額	調定額	収入済額
	千円	千円	千円
1. 町税	70,884	76,207	72,065
2. 地方交付税	76,905	76,905	76,905
3. 分担金及び負担金	87	83	83
4. 使用料及び手数料	3,515	4,551	4,551
5. 国庫支出金	6,807	7,257	7,257
6. 県支出金	3,516	3,635	3,635
7. 財産収入	3,982	4,715	4,715
8. 寄付金	7,795	3,477	3,477
9. 繰入金	1	0	0
10. 繰越金	2,816	2,816	2,816
11. 諸収入	1,191	1,504	1,504
12. 町債	5,700	5,700	5,700
合計	183,199	186,850	182,708

歳出

	予算現額	支出済額
	千円	千円
1. 議会費	11,271	11,180
2. 総務費	48,745	47,729
3. 民生費	16,918	16,626
4. 衛生費	5,723	5,322
5. 労働費	1,075	1,061
6. 農林水産業費	13,262	13,063
7. 商工費	3,263	3,245
8. 土木費	20,868	19,495
9. 消防費	7,776	7,715
10. 教育費	47,818	46,166
11. 公債費	6,209	5,629
12. 諸支出金	100	0
13. 予備費	171	0
合計	183,199	177,231

昭和39年度国保特別会計歳入歳出決算表

歳入

	予算現額	調定額	収入済額
	千円	千円	千円
1. 国民健康保険税	20,157	19,308	18,663
2. 使用料及び手数料	6	7	7
3. 国庫支出金	31,949	29,939	29,939
4. 県支出金	21	50	50
5. 寄付金	1	0	0
6. 繰入金	1	0	0
7. 繰越金	4,422	4,422	4,422
8. 諸収入	56	217	217
合計	56,613	53,943	53,298

歳出

	予算現額	支出済額
	千円	千円
1. 総務費	6,539	5,675
2. 保険給付費	48,407	47,720
3. 保健施設費	1,365	1,294
4. 基金積立金	1	0
5. 公債費	1	0
6. 諸支出金	3	0
7. 予備費	297	0
合計	56,613	54,689

補正予算など

①昭和四十年度一般会計補正予算（第五号）

歳入歳出それぞれ九百九十一万四千円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百六十七万五千円としました。

②昭和四十年度壬生町国民健康保険特別会計の補正予算（第二号）

三百二十一万九千円を補正追加して、歳入、歳出予算の総額を、それぞれ八千二百九十四万三千円としました。

③昭和四十年度壬生町上水道事業特別会計補正予算（第一号）

五十一万円を歳入、歳出予算に追加して、それぞれ二千三十六万五千円としました。

④昭和四十年度壬生町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

五百九十六万一千円を減額補正して、歳入、歳出予算の総額を、それぞれ百九万一千円とし、昭和四十一年度に整備事業をくりのべました。

⑤昭和四十年度壬生町終末処理事業特別会計補正予算（第二号）

百七万九千円を補正追加して、歳入歳出予算の総額を、それぞれ一千六百三十七万九千円としました。

請願の件

東武壬生駅前より県道宇都宮栃木線までのうち町道百六十メートルの舗装及び道路横断排水路暗渠改修に関する請願、請願者、城東町総代武藤良三ほか

この件は休会中の建設常任委員会に付託され、検討されます。

壬生小プール建設など

三十九年度の主な事業

南犬飼支所敷地及び新築工事百九十四万七千円、交通信号機設置三十八万円本庁舎改造二十五万九千円、町立第二保育所新設二百九十四万四千円、上水道事業新設工事（設計委託料）五十万円、街路燈建設費補助金百万円、中央下水路排水施設工事二百六十五万五千円、城南排水路改築工事四十八万円、町道では羽生田宿北原線四十一万六千円、安塚、上田線四十一万八千円、羽生田桃花原線二十五万三千円、搦手、万町線二十三万五千円、羽生田学校道路改築四十二万三千円、北小林橋改築十九万円。消防自動車購入百六十七万円、壬生高敷地買収、その他三百九万七千円、壬生小プール建設三百八十六万円、壬生小校舎増築二百三十一万円、稲小管理室改造二十八万円、稲中公使室改築二十七万円、壬生中便所及び物置工事百三十六万六千円、藤小、稲小、東小給食室改造及び設備費二百四十二万二千円。

▽負担金

栃木警察署庁舎建設百七十九万五千円、小山今市線舗装工事九十五万円県道路改良修築十三万円県立高校二百三十三万二千円。

ご協力ありがとう

三沢市大火見舞

（金品）

- 国谷第二部落　二、一六〇円
- 原宿　二九〇円
- 下表町　一、九六〇円
- 中表町　七一〇円
- 西高野　一、〇〇〇円
- 六美町　二、〇〇〇円
- 城内　増田弘四郎　一、〇〇〇円
- 助谷原　六二〇円
- 安塚㈡　別井万吉（外五名）　四〇〇円
- 助谷　二、〇〇〇円
- 上坪　三五〇円
- 星の宮　一、二二〇円
- 壬生中生徒会　四、八三七円
- 壬生中職員　二、一〇〇円
- 下馬木　一、三八〇円
- 上田　一、四五〇円
- 中泉　三、四三〇円
- 田向　七六〇円
- 万町　篠原尚文　一、〇〇〇円
- 城内　田中理兵衛　五〇〇円
- 下町　二、九八〇円
- 福和田　一、〇〇〇円
- 至室町　四、八六〇円
- 羽生田中央　一、六六〇円
- 羽生田西部　二、一〇〇円
- 北小林　亀田武　二二〇円
- 北小林　田中一正（外五名）　二〇〇円
- 上長田　八四〇円
- 羽生田台宿　一、〇四〇円
- 羽生田北原　一、四〇〇円
- 役場職員三、五一五円

（物品）

- 木村　好夫（栄町）　衣類　十一点
- 鈴木　きん　衣類　二十二点
- 山口恵美子（壬生中）　衣類　四点
- 壬生中　三年三組　消ゴム二十個、下敷三十枚、鉛筆二本
- 須藤　和美（壬生中）　ノート二〇〇冊、鉛筆二十四ダース
- 国生　重雄（仲通町）　衣類　十点
- 田中理兵衛（城内）　手袋　二十五足
- 荒川市三郎（上新町）　下駄のハナヲ　二十八束
- 石村喜市、和田義道（至室町）　衣類　十四点
- 青木　豊（至室町）　衣類　二十点
- 大栗　進治（至室町）　衣類　六点
- 大栗　仁市（至室町）　衣類　四点
- 青木　寅雄（至室町）　衣類　十点
- 渡辺　進（至室町）　衣類　七点
- 川中子善作（至室町）　衣類　七点
- 大栗　義郎（至室町）　衣類　三十点
- 館野　稔（至室町）　衣類　四十点

義捐金

◇壬生町議会議員　一三、〇〇〇円

訂正

一月号の記事中、上から四段目

「②農協合併」の中で

壬生町五農協の合併は昭和四十一年「四月」とあるを「三月」と訂正します。

三月一日から新発足の合併農協

組合長に佐藤正幸氏

壬生町の五農協の合併が実現し、いよいよ三月一日から壬生町農業協同組合として、発足することになりました。

新組合の事務所は、**本所**＝壬生町大字壬生甲一九二番地二（電）五番で東下台のタバコ収納場構内に新築の仮事務所を置き、**支所**は、合併してからも農家の皆さんに不便をかけないよう壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区の三ヵ所にそれぞれ一事務所を置き、今までの組合がやっていた業務を行います。

◇新農協の規模としては
- 組合戸数二、三五〇戸
- 出資金　三千八百万円
- 預金額　五億二千六百万円
- 貸付金　一億八千七百万円
- 共済保有高　一六億二千万円
- 購買取扱高　二億五千万円
- 販売取扱高　六億九千六百万円

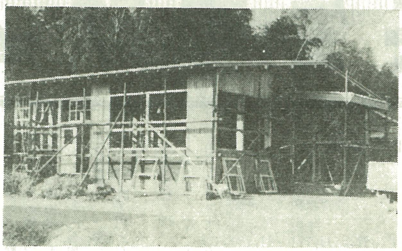

完成間近い農協事務所 （東下台）

◇**新役員もきまる**

組合長理事	佐藤　正幸
副組合長理事	織田文四郎
	橋本留三郎
	高木　信一
	赤羽根一男
専務理事	若林　茂一
代表監事	北条　栄
参　事	古沢　富蔵
管理部長	北川　義雄
金融共済部長	斉藤　正吾
経済部長	稲葉　国光
指導部長	粂川　正光
南犬飼支所長	早乙女林太郎
稲葉支所長	大橋　終治
壬生支所長	（心得）藤田　清

移動図書館の巡回

毎月一回、自動車で巡回しています。どうぞご利用下さい。

稲葉公民館 3月15日10時10分
南犬飼支所 3月23日10時
中央公民館 3月25日10時40分
おもちゃ団地 3月25日3時
（いずれも40分間）

一割増産をモットーに

町の米づくり運動

栃木県の米の生産量は、全国で比較的高い位置にあり、農業生産額の約四十五パーセントをしめています。

しかし、反当りの収量は、稲作技術の向上により、年々増加していますが、昭昭四十年の全国平均反収三九五キログラムに比較しますと、三四〇キログラムで、五五キログラム下まわります。

そこで本県では、昭和四十一年度の稲作付の前に、各市町村に、（仮称）推進協議会の設置を進め、反収一割増を目標に「**手間をかけない**」で「**よい米**」を「**より多く**」生産することをモットーとして、この運動を推進いたしております。

いずれ当町にも、推進協議会を設置して、米増産の運動を推進致しますから、ご協力下さい。

異常乾燥に注意

一年のうちで今が一番火災の発生しやすい時期です。

二月二十八日から三月十三日までの二週間は春の全国火災予防運動です。

本県でも異状乾燥に備えて消防団の方々を警備体制下に置いています。

火災にそなえて次の点にご注意ください。

家庭や職場でタバコやたき火による火災、全国各地でひんぱんに死傷者を伴う火災が起っていますから特に注意してください。

町では、本月末（二月）に消防団員による〝かまど検査〟などを実施いたしますからご協力ください。

もし火災が発生した場合には直ちに、電話で役場にご連絡ください。

電話は火災緊急34番（役場）

直ちに判断して、サイレンがなり消防団員、消防車が出動して消火にあたります。

財産をもらったときの贈与税

贈与税とは、個人から財産をもらった場合に、もらった人にかかる税金です。

土地・家屋などの名義の変更を受けた場合のほか、土地・家屋または有価証券などを親が買って子供の名義にした場合でも贈与されたものとして取り扱われますので、この点特に注意する必要があります。

課税の対象となる金額は、その年の一月～十二月までの一年間にもらった財産の価格の合計額から四十万円を差引いた金額です。

したがって一年間に贈与を受けた金額が四十万円以下の場合は、税金はかかりません。

ただし三年以内に同じ人から一年に二十万円をこえる価額の財産の贈与を受けた場合には、そのこえる部分に本年分の二十万円をこえた部分を合算したところで贈与税を計算することになっております。

その外、農業経営者については、昭和三十九年～昭和四十三年までの間に耕作している農地の全部を農事している相続人の一人に贈与した場合には、税額の納期の延期ができることになり、実質的には減税となります。

これらの特別の内容は、非常に複雑ですから、該当者は栃木税務署におたずね下さい。**（申告と納税は三月十五日まで）**

譲渡所得税はこうして計算する

土地や家屋などを売った場合の所得を譲渡所得といいます。（ただし山林の伐採または譲渡による利益は、山林所得、営利を目的とする継続的行為による利益は、事業所得となり、譲渡所得とはなりません）

税額の計算に当っては、まず、譲渡所得金額から十五万円～三十万円までの特別控除を差し引きその残額について、譲渡した資産の所有期間が三年以内の場合には、その金額、三年をこえるときはその半額を、事業所得などのその他の所得と合算することになります。

その他、土地や建物を交換した場合、自分の住んでいる家屋など、譲渡して譲渡代金で居住に用する家屋などを買ったり新築した場合、事業に使用している財産を買換えた場合、土地家屋などが収用された場合及び、市街地開発などで土地が買取られ代りの土地を買った場合などは、特別な方法により譲渡所得が計上されて、一般の場合より軽減されます。

譲渡所得の計算は、非常に複雑ですから、くわしいことは栃木税務署でおたずね下さい。**（申告と納税は三月十五日まで）**

春季全国火災予防運動（2・28～3・13）

三月の心配ごと相談日

- 第一火曜日　一日　中央公民館
- 第二火曜日　八日　稲葉公民館
- 第三火曜日　十五日　中央公民館
- 第四火曜日　二十二日　南犬飼公民館

（時間はいずれも十時から三時まで）

アンテナ保育所へ贈る

去る、十二月十二日、壬生町城内和久井（電気商）さんが、テレビアンテナ一基（三千円～四千円相当）を第一保育所に寄附されました。

和久井さんは、長男の進君（三年七カ月）が現在保育中で、たまたま、保育所には、テレビが寄贈されていましたが、アンテナがないために、困っていました。

これからテレビが見られると、大よろこびです。

少年に明るい環境を

学期末は、学生、生徒の生活環境の変り目であり一番危険な時期でもあり、毎年少年の非行がふえています。

集団暴行、あるいは謝恩会、お別れパーティーなどの名のもとに飲酒、喫煙する少年がふえています。

こどもを正しく理解し年令にしたがって自主性を認めてやることは必要ですが、これはこどもの行動をよく観察することも必要です。

よく保護者が「まさか家のこどもに限ってそのようなことはしないと思っていた」と、口にしますが、なぜそれ以前にもっと心を配ってやれなかったかと考えさせられます。

言葉づかい、服装、持ち物、など変ったり急に無口あるいは反抗的になったり、夜遊びや外泊が多くなることは非行のはじまりです。

明るいよい家庭をつくりましょう。

交通ルールを守ろう

元気で出勤した家族が一瞬の出来事で、かえらぬ人となったり、不具者となったり、その痛ましさは、たとえようもありません。

昨年、壬生町では、五十六件の交通事故が発生し三人が死亡、三十七人が負傷し約四十万円の損害をうけています。

これは、車両の増加とともに年々増加を示しています。

特に目立つのは、酒よいと無免許運転による事故が一番多いことです。

交通事故は人災であり防ごうとして防げないものではありません。

車を運転する人も歩く人も正しい交通のきまりをよく守り通行すれば事故は必ず防げます。

お互に人の命の尊さを真剣に考えて、交通ルールをよく守り譲り合いの気持で正しい運転、正しい歩行をしましょう。

三月の納税

国民年金　納入月（一、二、三月分）
三月二十七日までに納入ください

入園児募集

壬生町立保育所では、四月からの入園児の募集を次の要領により行っております。

◇**第一保育所**（舟町）
- 三才未満　六名
- 三才～四才　六名
- 五才以上　五名

◇**第二保育所**（安塚）
- 三才未満　七名
- 三才以上　七名

◇受付期間
随時行っております

手続その他くわしいことは、役場民生課へお問い合せください。

お知らせ

固定資産課税台帳縦覧

昭和四十一年度の固定資産課税台帳は、次のとおり役場税務課で縦覧いたします。

▽縦覧期間三月一日～三月二十日まで
▽縦覧時間午前八時三十分～午後五時まで（ただし日曜日を除く土曜日は十二時まで）

所得税の確定申告

昭和四十年分の所得税の確定申告は、来る三月十五日が最終日となります。確定申告をしなければならない人は、

給与以外の所得が五万円をこえる人や、給与を二カ所以上から受け、年末調整された主たる給与の外に、五万円以上の所得がある人。

そして確定申告をすることによって税金の還付される人は、

いろいろの報酬などで源泉徴収された税金が、その他の所得がないために、所得税が納めすぎになっている人が該当します。

共同納税相談の予定日

▽二月二一～二二日、農業と譲渡、全地区の有資格者、会場は役場。
▽二月二四日。その他、全地区の有資格者、会場は役場。
▽二月二八日～三月二日営業、全地区の有資格者、会場は役場。
▽三月四日、譲渡、全地区の一般、会場役場。
▽三月七日～九日、一般失格者、南犬飼地区、会場南犬飼中学校。
▽三月一〇日～一二日、一般の失格者、稲葉地区、会場稲葉公民館。
▽三月十七日、事業税、全地区の失格者、会場役場。
▽三月一八日～一九日、失格者、壬生地区の一般、会場役場。
▽三月二二日、失格者、壬生地区の一般、会場役場。
不明の方は、**役場税務課**に、おたずね下さい。

世帯主は正確に

役場住民課では、現在事務改善の準備をしております。

そこで、これからの届出等は、すべて世帯番号によって整理されますが現在世帯主が届出によってまちまちになっている方が多いので、それを今度統一する必要があります。もし各種の届出等で世帯主が異っている方はすぐに役場住民課、稲葉支所、または南犬飼支所へ届出てください。